

## 第六管区海上保安本部公示第2号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年1月9日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省港湾局参事官(港湾情報化)室  
住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 備讃瀬戸航路付近(付図のとおり)  
期 間 令和7年2月3日から  
令和7年2月28日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機による測深及びVRS方式による船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第六条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を揚げる。



